令和６年度台湾向け生果実輸出に係る事務手続きについて

令和６年４月

長野県農政部農業技術課

台湾向け生果実検疫実施要領（平成18年２月７日17消安第11342号）第３の規定により、生産園地、選果技術員及び選果こん包施設の登録に必要な手続を以下のとおりと定めます。

１　対象品目及び受付期間

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象品目 | 受付期間 | 申請先（相談窓口） | 選果技術員研修会 |
| もも・すもも | 令和６年２月７日（水）  ～２月28日（水） | 登録を受けようとする生産園地等の所在地を管轄する長野県農業農村支援センター  （農業農村振興課） | 令和６年３月上中旬  (予定) |
| りんご・なし | 令和６年５月１日（水）  ～５月30日（木） | 令和６年６月上中旬  (予定) |

２　選果技術員研修会

・登録を受けようとする選果こん包施設の選果技術員は、植物防疫所が実施する選果技術員研修会を受講することが必須であり、同研修会を受講しない場合は、登録されません。

　・開催日時等の詳細は、別途お知らせします。

３　申請に必要な書類一覧表

|  |  |
| --- | --- |
| 書　類　名 | 様　式 |
| ①台湾向け生果実輸出園地登録表 | 園地登録表（県様式） |
| ②台湾向け生果実選果こん包施設登録申請書 | 第１号様式（国様式） |
| ③薬剤防除実施計画 | 別紙１ |
| ④モモシンクイガ防除指導及び害虫寄生果除去指導実施計画 | 別紙２ |
| ⑤出荷計画 | 別紙３ |
| ⑥【新規施設限定】選果こん包施設の写真 | ― |

４　留意事項

・新規に登録申請を行うとする者は、事務手続を円滑に進めるため、予め最寄りの農業農村支援センターに御相談ください。

・相手国が設定する残留農薬基準値に配慮した農薬散布を行ってください。

・防除暦や発生予察情報等に基づくモモシンクイガの防除を適正に実施してください。

・登録を受けた各選果こん包施設は、輸出実績の有無に関わらず、台湾側検査官による査察を受けることとなります。また、査察に係る経費は日本国の負担となっておりますので、登録された全ての選果施設で均等に経費を負担していただくこととなります。

※ただし、長野県農産物等輸出事業者協議会の会員は、同協議会がその一部を負担します。

・検疫でモモシンクイガ等が確認され不合格となった場合、該当荷口の生産園地がその原因を特定するなど、原因究明と再発防止対策が早期に実施できる体制を整えておいてください。